



教高第346号  
教特第160号  
教体第345号  
教文第578号

令和3年(2021年)6月10日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う  
県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び  
教職員への指導について(通知)

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されていたまん延防止等重点措置が令和  
3年(2021年)6月13日(日)をもって解除されることになりました。

つきましては、令和3年(2021年)5月14日付け教高第208号 教特第85号  
教体第217号 教文第404号を、令和3年(2021年)6月13日(日)をもって  
廃止します。

なお、各校においては、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省  
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい  
生活様式』～(2021.4.28 Ver.6)2021.5.28一部修正」のレベル  
2に基づき、引き続き感染防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、部活動における6月14日(月)以降の練習試合等及び大会参加及び合宿につい  
ては、下記のとおりとします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必  
要となった場合は、別途通知します。

#### 記

- 1 練習試合等(他校との交流活動を含む)について
  - (1) 県内での練習試合等は実施可とする。
  - (2) 県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止とする。
- 2 大会参加について(県外を含む)
  - 公式大会は、次の(1)～(3)を遵守した上で、参加できるものとする。
    - (1) 遠征前から行うこと
      - ア 大会開催地(宿泊地を含む)の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域への移動は慎重に判断すること。なお、感染が流行している地域にやむを得ず移動する場合には、最大限の感染対策を講じること。
      - イ 県外への大会参加の場合は、運動競技会参加届を県教育委員会に提出すること。  
(運動部のみ)
      - ウ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
      - エ 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

(2) 遠征中に行うこと

- ア 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- ウ 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
- エ 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染対策を徹底すること。

(3) 遠征後に行うこと

帰宅後2週間程度は、検温記録を確実に取るなど、遠征後の健康観察に努めること。

3 合宿について

合宿の実施については、できるだけ控えることとし、最大の危機感を持って慎重に判断するとともに長期日程とならない計画等の配慮をする。

なお、感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 石村、米村、大塚、新生  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
文化課 後藤、村上  
096-333-2704